

議第 48 号

平成30年度 近江八幡市一般会計補正予算 (第8号)

平成30年度近江八幡市の一般会計補正予算 (第8号) は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成 31年 2 月 28 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|-------------------|--------------------|---------|
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 沖島離島振興事業 | 12,482 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 担い手育成支援事業 | 145,205 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 土地改良事業 | 73,058 |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 社会資本整備市道改良事業 | 98,639 |
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | 新エネルギーパーク整備事業 | 514,031 |
| 8 土木費 | 5 住宅費 | 市営住宅計画営繕事業 | 20,114 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 小学校施設整備事業 | 35,996 |
| 10 教育費 | 3 中学校費 | 中学校施設整備事業 | 45,758 |
| 10 教育費 | 6 保健体育費 | 安土文芸の郷公園施設長寿命化整備事業 | 48,596 |
| 11 災害復旧費 | 1 農林水産施設 災害復旧費 | 沖島漁港整備事業 | 3,155 |
| 合 計 | | | 997,034 |

提案理由

総務費、農林水産業費、土木費、教育費及び災害復旧費において、明許繰越が発生するため、翌年度に使用できる経費を繰越明許費として追加する。